

<報道発表資料>

令和8年7月28日

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

令和8年度第1回京都を彩る建物や庭園審査会の開催

(非公開)

京都市では、市民等から推薦のあった“京都を彩る建物や庭園”の候補となる建物や庭園を審査するため、「京都を彩る建物や庭園審査会」を設置しています。

この度、令和8年度第1回京都を彩る建物や庭園審査会を開催します。

なお、本審査会は、京都市市民参加推進条例第7条第1項ただし書き及び京都市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報を取扱うため、非公開とします。

1 日 時

令和8年8月5日（水）午前10時から正午まで

2 会 場

京都市役所 本庁舎4階 文化市民局第一会議室

（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）

3 議 題

令和8年度京都を彩る建物や庭園の選定及び認定について

※ 非公開理由…議論となる建物や庭園が個人所有のものを含むため

4 委 員

（敬称略、50音順）

氏 名	役 職 等
以倉 敬之	「まいまい京都」代表
石田 潤一郎 ●	武庫川女子大学建築学部景観建築学科教授
恵谷 浩子 ○	奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室長
小出 祐子	大阪芸術大学芸術学部建築学科准教授
坂間 道子	市民公募委員
地野 裕子	Cultural Edu-Tourism Council 主催
前田 尚武	京都産業大学文化学部文化観光学科教授
町田 香	京都芸術大学 大学院芸術研究科准教授
吉田 友彦	立命館大学政策科学部政策科学科教授

● 委員長 ○ 副委員長

(参 考)

- 京都市市民参加推進条例（抄）
（附属機関等の会議の公開）

第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

- 京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報（一部）
○ 個人に関する情報（第7条第1号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

【問合せ先】

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

電話：075-222-3130 FAX：075-213-3366 Email: bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp